

第1回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月23日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和7年1月23日(木) 午後2時00分～午後2時47分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(16人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、17番 橋本 幸雄、18番 大野 悟</p> <p>4. 欠席委員(2人) 3番 中村 東、19番 大野 覚文</p> <p>5. 出席推進委員(4人) 2番 岡崎 一徳、7番 塩野目 春夫、20番 平塚 充、22番 石岡 幸雄</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第279号)の承認について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第280号)の承認について 日程第6 議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p>	
事務局長(森林)	ただいまから令和7年第1回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(森林)	本日は、3番 中村 東 委員、19番 大野 覚文 委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、18名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長(興野)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(森林)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名人は 1番 大窪 克美 委員、4番 堀江 恒夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、19番 大野 覚文 委員は欠席のため事務局から報告。整理番号2・3番、5番 川上 恵 委員。整理番号4番、12番 田澤 稔 委員。整理番号5番、19番 大野 覚文 委員は欠席のため事務局から報告。整理番号6番、17番 橋本 幸雄 委員。</p>
事務局（大橋）	<p>1月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ジャガイモ、キュウリ。農業従事年数及び農業形態、約2年。非農家。農機具・家畜の保有状況、なし、手作業で耕作。取得地への通作距離、約0km。隣接する空き家バンク登録地を購入予定。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
5番 川上 恵 委員	<p>1月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転、●●</p>

<p>(5番 川上 恵 委員)</p>	<p>●と交換。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約20m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田76a、計76a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、交換による所有権移転、●●●と交換。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、カボチャ。農業従事年数及び農業形態、約55年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約100m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田581a、畑140a、計721a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>12番 田澤 稔 委員</p>	<p>1月17日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、花木。農業従事年数及び農業形態、約62年。第2種兼業農家。不動産業を営んでおります。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田319a、畑86a、計405a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。渡人が破産したため、宅地・山林等と一括して受人が買い受けるという状況です。現在休耕地になっているところもいくつかありますが、花木を植えて有効利用する予定です。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (大橋)</p>	<p>1月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田162a、畑7a、計169a。周辺地域との関係、権利</p>

(事務局(大橋))	<p>取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
17番 橋本 幸雄 委員	<p>1月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、親族。配偶者の亡母がいとこで、遠い親戚にあたります。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約10年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、農作業は公社に委託するため農機具はなし。取得地への通作距離、約69.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田142a、畑3a、計145a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
20番 平塚 充 推進委員	<p>特にありません。</p>
2番 岡崎 一徳 推進委員	<p>整理番号4番の渡人は、病気をする前は草刈りをして管理していたんですが、最近は体調が思わしくないそうです。</p>
22番 石岡 幸雄 推進委員	<p>整理番号6番の申請地について、資料19ページをご覧ください。●●●、●●●、●●●は、現在3枚を1枚として耕作しており、申請地への進入路がないので、今回、隣接地の所有者が購入するのは非常にいいと思います。</p>
議長	<p>< 他に意見なし ></p> <p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
議長	<p>< 質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（中山）</p>	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、4番 堀江 恒夫 委員。整理番号2番、13番 滝 薫 委員。</p>
<p>4番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>1月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで雑種地、南が田、北が道を挟んで田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と●●●の借家で生活しているが、将来を見据えて自己住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。総事業面積、479㎡。転用面積、479㎡。転用目的、一般住宅 木造平屋建 1階 74.52㎡。建築面積、74.52㎡。進入路、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理して敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年2月1日から令和7年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>1月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が水路を挟んで田、南が雑種地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,094㎡、うちフェンス内約825㎡、雑種地414㎡。転用面積、680㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル162枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大</p>

<p>(13番 滝 薫 委員)</p>	<p>出力 96.39kW、年間発電量約 10 万 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年3月1日から令和7年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年12月18日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>7番 塩野目 春夫 推進委員</p>	<p>申請地のすぐ近くに住んでおり、よくわかっているところなのですが、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。</p>
<p>1番 大窪 克美 委員</p>	<p>●●●の申請地は道路より低いので心配していましたが、若干高めに土盛りして道路と同じ高さにして建てるということで、問題ないと思います。●●●は、雨水が自然浸透になるのか、道路側に流れてくるのではないかと、思いましたが、道路側に側溝があるのを確認しましたので、大丈夫かと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>< 他に質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第279号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（中山）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第279号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第279号）については、新規6件、更新24件です。利用権の設定を受ける者14名、利用権を設定する者26名です。利用権の設定面積は、144,730㎡です。令和6年度累計は、1,057,913.54㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和7年1月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第279号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第279号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第280号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第280号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須

<p>(事務局 (中山))</p>	<p>烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積 計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画 (第280号) については、新規6件、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者6名、面積20,615㎡です。令和6年度累計は、158,111㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和7年1月31日公告予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第280号) の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第280号) の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (中山)</p>	<p>< 議案第5号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
<p>事務局 (中山)</p>	<p>議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について、ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市から農業委員会に対して、意見聴取の依頼があったものです。本案におきましては、貸し手側から受け手側の各農家へ集積を図ることについて、ご審議をいただくこととなります。今回意見聴取の依頼があった、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) については、件数は1件、設定を受ける者1名、設定する者1</p>

<p>(事務局 (中山))</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>名です。設定面積は、4,790 m²です。令和6年度累計は、4,790 m²です。設定内容等については資料のとおりです。なお、今後の手続きについては、本総会における農業委員会の意見聴取の結果を文書で県の事務局である県農業振興公社に送付し、その後、諸般の手続きを経て、約1ヶ月程度ですべての手続きが完了し、権利の設定が完了することになります。</p> <p>< 質疑なし ></p> <p>ただいま上程中の、議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について」 は、「異議なし」として回答することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について」 は、「異議なし」として回答することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>(午後 2時 47分)</p> <p>上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和7年1月23日</p> <p>議 長</p> <p>1 番</p> <p>4 番</p>
--	---